給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１０００２号
茨城県ひたちなか市西大島２丁目14番８号
クレセール102号
再生債務者　小貫　孝裕
主文　本件再生計画を認可する。
理由の要旨　平成26年８月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月26日　水戸地方裁判所

平成２６年（再ロ）第１４号
大阪市平野区平野東３丁目７番11号
再生債務者　宮川　博
主文　本件再生計画を認可する。
理由の要旨　平成26年８月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月25日　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第１６号
大阪市東成区大今里南６―28―12東洋ビル401、住民票上の住所大阪府八尾市旭ヶ丘５丁目85番地の１　13―301号
再生債務者　原辺こと　逸　公胤
主文　本件再生計画を認可する。
理由の要旨　平成26年８月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月25日　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第６号
札幌市手稲区新発寒７条６丁目８番18号
再生債務者　高倉　隆幸
主文　本件再生計画を認可する。
理由の要旨　平成26年８月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月26日　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再ロ）第２号
京都府亀岡市大井町小金岐旭80番地
再生債務者　松山　大祐
主文　本件再生計画を認可する。
理由の要旨　平成26年８月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月27日　京都地方裁判所園部支部再生係

会社その他の公告

基準日設定につき通知公告
当社は、平成二十六年九月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十月三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十六年九月四日
東京都江東区新木場二丁目一一番一号
東京ボード工業株式会社
代表取締役　井上　弘之

基準日設定につき通知公告
当社は、平成二十六年九月十九日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年九月十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十六年九月四日
東京都港区六本木二丁目二番六号福吉町ビル六階
株式会社ＰＩＪＩＮ
代表取締役　髙岡　謙二

定款変更につき通知公告
当社は、平成二十六年九月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効になります。
平成二十六年九月四日
神奈川県大和市上和田一〇二番一
ヤマト食品株式会社
代表取締役　市川　治夫

定款変更につき通知公告
当社は、平成二十六年九月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効になります。
平成二十六年九月四日
横浜市旭区本宿町一七番地七
株式会社日本給食
代表取締役　押田　和壽

定款変更につき通知公告
当社は、平成二十六年九月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効になります。
平成二十六年九月四日
神奈川県大和市上和田一〇二番一
綜合食産株式会社
代表取締役　市川　協子

定款変更につき通知公告
当社は、平成二十六年九月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効になります。
平成二十六年九月四日
静岡市葵区西千代田町五番一八号
花菱建設株式会社
代表取締役　北澤　邦彦

限定承認公告
本籍千葉県市川市須和田二丁目三五八番地、最後の住所千葉県市川市塩焼二丁目二番二号棟五一三号　行徳ハイム
被相続人　亡　川合富士子
右被相続人は平成二十六年三月十三日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月四日
宮城県仙台市若林区石名坂五三番地コーポ石名坂一〇一
限定承認者　星野　英信

限定承認公告
本籍埼玉県秩父市中町一六一六番地三、最後の住所埼玉県狭山市新狭山二丁目一四番地の二レクセル新狭山三〇六
被相続人　亡　関口　卓弥
右被相続人は平成二十六年四月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十五日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月四日
埼玉県狭山市大字東三ッ木二七九番地の六
相続財産管理人　関口　金孝

限定承認公告
本籍千葉県千葉市花見川区幕張本郷五丁目二番、最後の住所千葉県千葉市緑区あすみが丘東二丁目一八〇九番地六六
被相続人　亡　永井　成徳
右被相続人は平成二十六年二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十六日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月四日
千葉県千葉市緑区あすみが丘東二丁目一八〇九番地六六
相続財産管理人　永井　紀子
千葉県千葉市中央区中央四丁目八番七号ラインビル中央七〇二号　千葉フェローズ法律事務所
右代理人弁護士　横井　紀彦

限定承認公告
本籍京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字傍示木六番地八、最後の住所兵庫県丹波市市島町下竹田四一六二番地一西濃運輸社宅二〇一号
被相続人　亡　有野　宣長
右被相続人は平成二十六年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十七日神戸家庭裁判所柏原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月四日
京都府福知山市土師新町四丁目六五番地
相続財産管理人　有野　美穂

限定承認公告
本籍福岡県大川市大字三丸一四六四番地八、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　渋田　和則
右被相続人は平成二十六年四月十六日死亡し、その相続人は平成二十六年八月十二日福岡家庭裁判所柳川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月四日
福岡県大川市大字三丸一四六四番地八
相続財産管理人　渋田まゆみ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉◉号外　九月四日付第一九八号三二
◉官報郵送料のお知らせ　八月分（　ページ●同日付政府調達第一六七号二四ページ
月極一部当り）の郵送料一、八九四円
発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）